

幼稚園教員免許取得に関する専門科目分類

(教育職員免許法第5条及び教育職員免許法施行規則第2条・6条に基づき、本学では以下のように定める)
教職に関する専門科目

1. 領域及び保育内容の指導法に関する科目
(領域-イ) 領域に関する専門的事項
(領域-ロ) 保育内容の指導法
—— 各系列にわたり 12 単位以上修得
2. 教育の基礎的理解に関する科目
(基礎-イ) 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
(基礎-ロ) 教職の意義及び教員の役割・職務内容
(基礎-ハ) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
(基礎-ニ) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
(基礎-ホ) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
(基礎-ヘ) 教育課程の意義及び編成の方法
—— 各系列にわたり 6 単位以上修得
3. 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
(道徳-イ) 教育の方法及び技術
(道徳-ロ) 幼児理解の理論及び方法
(道徳-ハ) 教育相談の理論及び方法
——各系列にわたり 4 単位以上修得
4. (実践-イ) 教育実習———— 6 単位修得(前後指導の 2 単位を含む)
5. (実践-ロ) 教職実践演習———— 1 科目 2 単位修得

※教養科目——「日本国憲法」2 単位、「体育」2 単位、「外国語コミュニケーション」
2 単位、及び「情報機器の操作」2 単位を含めて修得すること。(本学に
おいては 14 単位以上修得すること。)

資格取得に関する専門科目

(◎児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に基づき、本学では以下のように定める。)

必修科目————注 A 科目(保育の本質目的・保育の対象の理解・保育の内容方法・保育実
習・総合演習) —— 51 単位修得すること。

選択必修科目——注 B 科目(保育の本質目的・保育の対象の理解・保育の内容方法・保育実習)
——9 単位以上修得すること。

教養科目————必修及び選択必修科目を含め 14 単位以上修得すること。